

# 南部地域療育センター

発達障害の特性が気になる子供に、専門的な知識を有する作業療法士等の専門職が、アセスメント（親面接・発達検査等）を実施することにより、子供の特性を把握し、その子に合った支援についてお伝えします。

また、療育が必要な方で希望される場合には、個別療育の提供や療育に関する相談を行います。

**令和3年5月より、利用の仕方が変わりました。  
(詳しい利用の流れにつきましては、裏面をご覧ください)**

埼玉県のマスコット コバトン・さいたまっち



## 対象児

発達障害の特性が気になる就学前から小学校3年生までの子供

※発達障害の診断の有無に関わらず利用することができます。

※埼玉県内（さいたま市を除く）にお住まいの方に限ります。

※医療機関で発達障害に関するリハビリテーションを受けている方は対象外です。

## 利用方法

予約制です。まずはお電話にてお申し込みください。

## 住所・電話番号等

運営法人：社会福祉法人孝順会（孝順会シャンテ）

住所：川口市柳崎4-28-26-303 メゾンドシャンテ 3階

電話番号：048-423-0266(直通)

受付時間：月～金曜日 9時～17時（休日・年末年始を除く。）

## 利用の流れ

裏面をご覧ください。

他の地域の地域療育センターについて知りたい方は、県のホームページをご覧ください。  
(検索サイトから、「埼玉県 地域療育センター」で検索することができます。)

# 地域療育センターの利用の流れ

【埼玉県委託事業】

## 電話で申込み

### 対象児

発達障害の特性が気になる就学前から小学校3年生までの子供

※発達障害の診断の有無に関わらず利用することができます。

※埼玉県内（さいたま市を除く）にお住まいの方に限ります。

※医療機関で発達障害に関するリハビリテーションを受けている方は対象外です。

## 通所（3回程度）

### アセスメント

- ・親面接
- ・発達検査、行動観察

○子供の発達について心配なこと、生育歴、日常生活の様子などについて、お話をうかがいます。

○子供の発達状況を確認するための発達検査や行動観察を行います。

### 結果の説明

利用料 アセスメント結果の説明時に1,000円かかります。

### 療育が必要な方で、希望される場合

市町村窓口で、「**通所受給者証**」の発行手続きをします。

※すでに「通所受給者証」をお持ちの方は利用の流れが異なる場合がありますので、各センターにお問い合わせください。

【児童福祉法に基づくサービス】

### 利用契約

### 個別療育

アセスメント結果に基づいて  
個別療育計画を立て、  
専門職による個別療育を行います。

### 保育所等への訪問

ご希望により、  
保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、  
先生方と子供の理解や支援のポイント  
を共有します。

※状況によって、利用開始までお待ちいただいたり、他機関を紹介する場合もあります。

### 利用回数・期間

1ヶ月あたりの利用回数は概ね月1回程度です。

利用期間は、子供の状況や目標等によって設定し、一定期間で見直しをします。  
利用できる年齢の上限があります。

### 利用料

児童福祉法に基づく自己負担がかかります（1回1,000円前後）。

\*所得に応じて1か月あたりの上限額が定められています。

\*満3歳の4月1日から3年間は無償化されています。

※通所受給者証のない方は、必要に応じて数か月に1回、専門職による療育相談を受けることができます。

療育相談の利用料は1回1,000円です。